

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012, 12

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

2012年11月ー建設業界に社会保険未加入対策が本格化しました。

なぜ、やるの？

A. 法定福利費を真面目に支払っている企業が競争上不利になっている

矛盾の解消

A. 社会保険未加入の企業があるため、技能者の処遇が低下し、若者の入職者が減少



社会保険未加入対策では、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険を対象。これは法で加入が義務付けられており、保険料は事業主と労働者が折半で負担する仕組みです。**5年後をめぐに100%の加入率**を目指していますが、未加入企業には5年の猶予が与えられているわけではありません。



11月1日から建設業許可・更新時に加入状況の確認が始まりましたが、未加入だからといって、建設業許可を認めない、許可を取り消すといったことにはなりません。しかし、指導文書を送付し、一定期日までに加入報告を求め、それでも加入しない場合は、**社会保険担当部に通報**。最悪の場合は、**3日以上の営業停止**となります。社会保険担当部局が加入を指導し、なおも未加入であれば、強制的に加入手続きを行います。この場合、最大で過去2年分までさかのぼって保険料を納めなくてはなりません。自ら加入する場合はその翌月からの支払いで済むケースが多いといえます。今年の11月に入ってすぐに更新をする企業は、未加入であれば指導されます。逆に10月に更新申請を済ませてしまった企業は5年後まで加入の確認はないのです。

この加入状況の確認は、企業が社会保険に加入しているかどうかであって、労働者ひとりひとりが加入しているかどうか、そこまでの確認はありません。しかし、並行して**立入検査を実施**していくといえます。工事現場への立入検査では、**施工体制台帳**や**再下請負通知書**、**作業員名簿の社会保険欄**をチェックし加入状況を調べます。事業所への立入検査では、**労働者名簿**、**賃金台帳**で労働者単位の加入を調べていきます。未加入者がいれば指導されます。

## ★建設業★

社会保険未加入問題一開けてはならない「パンドラの箱」とも評されていました…。

今年 11 月 1 日から適用がはじまった「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請に対して、下請の選定には保険加入状況を確認した上で、未加入の場合は早急に参加を指導すべきとしています。遅くとも **2017 年以降は未加入企業を選定せず、未加入者の現場入場を認めない措置を講じる**よう求めています。元請が指導するのは、2 次、3 次…の下請すべてとなります。(実際には直接の 1 次下請負人に指示・協力させてこれを統括することになるでしょう。) 現段階では、指導に関する法令上の罰則規定等は存在しません。が、政令で義務付けるべきかどうかを判断していく構えとのこと。



**建設業の社会保険未加入対策により、  
今まで未加入だった企業も入らざるを得なくなりました。**

労働者によっては、「いまさら社会保険に入っても掛け捨てになるから、入りたくない。」「すでに年金を受給しているから、給与との調整を受けずに年金を満額受給したいから加入したくない。」そんな人は多数いるはず。

8 月に成立した年金改革関連法で、2015 年 10 月から年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮することが決まりました。加入すれば、遺族年金や障害年金も受け取れます。しかし、高齢の技能者にとっては、10 年後のわずかであろうと推測できる年金額より、現在の給与の手取り額の方が大事かもしれません。工事現場から未加入者を排除することになれば、引退の道を選ぶ人も増えるはず。**熟練した技能者が数多く、しかも一斉に退いてしまう**可能性もでてきます。社会保険未加入対策は、**若い世代の建設業入職者を増やすことも狙いのひとつ**ですが、増えるより先にますます従事者が減ってしまうかもしれません。

これまで社員だった労働者が**一人親方**になったり、社会保険の対象とならないよう**短時間労働者**となったり、そんなケースも増えてくるでしょう。

一人親方となったときに、

- ①**所得税の源泉徴収を行っている。**
- ②**一人親方労災に加入していない。**
- ③**確定申告をしていない。**
- ④**実態は雇用と同じである。**

このような場合は保険料を追納しなくてはならなくなります。  
平成 23 年 まさにパンドラの箱を開けてしまった…のです。



## ★運送業★ おめでとうございます。

12月25日 待ちに待ったGマークの結果発表がありました。牟田事務所でお手伝いさせていただいた全事業所さん、またGマーク申請をしたと聞いていたお客様が認定され、嬉しいクリスマスプレゼントを頂きました。

全国で新規、更新合わせて7,564事業所が認定され、今回の認定で運送業者全体の21.6%がGマーク認定業者となりました。また、2013年のGマーク申請にはわずか運輸開始してから3年という期間を満たせず次に持ち越しの事業所さんも体制を整えるべく今からお手伝いをさせていただきます。

2013年、Gマークへの挑戦を考えている事業所様、今から準備しておく必要があります。是非、牟田事務所にご一報ください。



## 2012年運送業セミナーを振り返って・・・

今年は運送業のセミナーをたくさん行いました。

### 2月16日「行政書士が教える運送業監査の極意・帳票類ポイント」

15:30~17:00 という時間の中でお伝えしたいことがたくさんあり内容が盛りだくさんでした。ご出席いただいた方々の真剣なまなざしと資料をめくる速さに職員一同驚きました。



終了後、「もっと時間が欲しかった。」「内容的に2泊3日の研修だった。」とお言葉を頂きました。



### 3月15日「Gマークセミナー」

セミナー中に自社の採点をしていただきました。

余裕の事業所さんもあればあと少し足りない事業所さんも・・・でも大丈夫。全力でお手伝いしました。

### 5月10日「運輸安全マネジメントセミナー」

牟田事務所セミナー初のグループディスカッションを行いました。グループごとを会社に見立て実際に運輸安全マネジメントの計画から・・・。ご出席いただいた方々それぞれが何かを感じて会社に戻っていただけたと思います。



### 9月21日「運送業セミナー シリーズ第1弾 効果の上がる点呼方法と記録」

当日は良い点呼・悪い点呼の寸劇をしました。「あれはいいね」「ああゆう点呼は良くないよね・・・」と皆さんに感想を頂きましたが、果たしてわが社は？良い例を持って帰って点呼を実施していただいていると信じています。

### 11月16日「運送業セミナー シリーズ第2弾 指導監督の肝」

難しい課題です。法律ではしなければいけないと決められていますが、ただ単に行うのと指導・監督をされる側が理解・納得するのではまったく違うものになってくるって分かっているんですね。

分かっているけど・・・という部分を2013年は牟田事務所がお手伝いします。

## ★産業廃棄物処理業★

平成24年12月19日 愛知県産業廃棄物協会

「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を受講しました。

最初は収集運搬業・処分業の許可申請について・・・正直ちょっと物足りなかったかな・・・私の担当業務ですからココで勉強になるようではいけません。

**優良認定**については、法改正前よりも認定業者へのメリットも現

实的になり良くなった部分もありますが、情報の公開や電子マニフェスト、ISO等やはり浸透しにくいなあと思いました。「なかなか大変だよね・・・でも「優良」だからそれくらいの要件じゃないとね・・・」と会場に来ていた本庁の知り合いとも話していました。

思うところは一緒です。

運送業のGマーク（優良事業所認定）が安全であればエコアクションは環境配慮。どちらも基本は**PDCA**です。ISOよりは簡単で優良認定の要件にもあてはまるので、挑戦される事業所さんはいないかとお客様を思い浮かべていました。

不適正処理の実態については監視指導室の担当者が話をしました。昨年、県警本部から出向してきたそうで、話し方を聞いているとなんとなく納得。警察の人だなあという感じでした。県内では重点指導の対象になっている所は26箇所も・・・様々な原因が考えられますが、自社廃棄物や有価物と称して・・・という例も挙げられていました。自社物・有価物の判断については、行政の見解も少し曖昧だと感じます。しかし、**知っていても知らなくても法律違反は法律違反**になってしまいます。

改善命令の件数は、昨年度とその前を比べると3倍に・・・行政指導では法的効力がないため、**早い段階で改善命令・措置命令を出している**そうです。

実は大変お世話になっているにも関わらず、愛産協のセミナーに出席するのは久しぶりでした。ここでしか聞けないような話もあり楽しかったです。

## 環境クイズ

庭先で家庭の廃棄物（ごみ）を燃やす行為・・・

この行動に対してどう考えたらいいのでしょうか？

1. 有害な燃焼ガスが出て大気が汚染されるので、してはいけない。
2. 家庭で焼却すれば廃棄物（ごみ）が減り、自治体の収集作業が  
軽減される。
3. 庭先での焼却は、清掃工場での焼却と違って有害な燃焼ガスは出ないので好都合だ。

**正解は1**。先日お会いした社長さんもおっしゃっていました。家庭から出るゴミ（残飯など）を燃やした時が一番ダイオキシンが発生するのだと。塩分が多いとその分燃やした時に発生するダイオキシンも多いそうです。現代は塩分の多い食事が好まれます。食文化が変化するとともに環境問題にも影響するんですね。

